



2022年10月18日(火)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

新型コロナウイルス感染者の療養期間の短縮

コロナ感染者療養期間の短縮

厚労省から9月7日付の各自治体への連絡で新型コロナウイルス感染症の陽性者で有症状の場合は、7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除が可能となりました。ただし、短縮期間で体調が回復していない場合は出勤など無理な活動は控えた方が良いと言えます。10日を経過するまでは感染リスクが残存することから検温など自身による健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食などを避けること、マスクの着用等、自主的な感染予防の徹底をしてほしいとしています。

無症状者は、従来通り、検体接種日から7日を経過した場合には8日目に療養解除が可能になります。

加えて5日目の検査キットにより陰性を確認した場合には6日目から解除になります。ただし7日を経過するまでは陽性者と同じような対策をして欲しいとしています。

療養期間中の外出自粛について

有症状の場合は症状軽快から24時間後又は無症状の場合は外出時や人と接する際は短時間とし移動時は公共交通機関を使わず人と接する場合はマスクの着用するなどして自主的に感染予防行動をとり、食料品の買い出しなど必要最小限の外出は可能とされています。

濃厚接触者の自宅待機期間も5日に

濃厚接触者の扱いは以下の通りです。

同居する家族が感染した場合は保健所が濃厚接触者を特定し(同居の家族の)行動制限を求めるとのことです。

職場などで感染者が出た場合は同居家族に比べて感染リスクは低いとは思いますが、職場でしっかりと感染対策が取られていれば拡大しない場合もあります。保健所による濃厚接触者特定は行われません。

職場の中では接触した人が自分で濃厚接触者に当たるかを判断します。周りに感染者がいるのがわかった場合は、職場に行くときは可能な限り抗体検査キットで陰性の確認をするのが良いかもしれません。



情報が時々
変更される
ので、注意
しておき
ましょう